

購入に関する一般契約条件

1. 範囲

ヴァレオの購買部（「購買部」）との別段の合意がない限り、この購入に関する一般契約条件は、工具、機械若しくは装置、部品、原材料、その他の材料又はサービスの別を問わず（「供給品」）、ヴァレオによるすべての購入に適用する。

2. 注文

2.1 購入注文

供給品は、無期限の注文（「無期限注文」）、又は期限付きの注文（「期限付注文」）のいずれかの有効な購入注文（「注文」）を常に経なければならない。注文は、郵送、ファクシミリ、又はその他合意された電子的手段にて行われる。

2.2 購入に関する一般契約条件の承諾

供給業者（「供給業者」）は、注文日から遅くとも 8 営業日以内に、注文に添付されている受領確認書を購買部に対し郵送、ファクシミリ、又はその他合意された電子的手段にて返送するものとし、これを受領した時点で、購入に関する一般契約条件は承諾されたとみなされる。この購入に関する一般契約条件は、供給業者の販売条件に優先する。受領確認書が返送されない場合、注文の履行の開始が、この購入に関する一般契約条件の明示的な受諾とみなされ、また、自動的に供給業者の販売条件の放棄となる。

この購入に関する一般契約条件の受諾は、自動的に供給業者がヴァレオの生産システム及びヴァレオの品質システム並びに注文時に実施されるその他の品質管理施策に従うことを確約することを意味する。

2.3 供給業者の特定の義務

2.3.1 供給業者は、その分野における専門家であり、自動車業界の需要及び要求、特に品質、コスト及び納期について完全に認識している。供給業者は、特に供給品が製造される国及び供給品が使用された自動車販売される国の業界の基準及び慣例、保健、安全、環境保全に関する

る効力ある法令及び基準並びに労働法を遵守した供給品を納入する。供給業者は、上記の規定の違反に起因するいかなる請求からもヴァレオを免責かつ防御し、また、ヴァレオがいかなる損害も受けない形でこれらによるすべての直接及び間接の結果につき責任を負う。

- 2.3.2 供給業者は、供給品に関連してヴァレオと供給業者の関係を規定し、この購入に関する一般契約条件を補完するすべての文書（「文書」）、特に図面、仕様書、要件のリスト等に従って供給品を納入する。
- 2.3.3 ヴァレオの要求により、供給業者は、供給品の改善を行うこと、供給品又は注文に関するすべての情報を提供すること、及び供給品の生産国及び構成物を証明することを確約する。
- 2.3.4 供給業者は、ヴァレオの品質施策並びに自動車業界の慣例及び慣習において意図される範囲内であっても、事前の承認なく、いかなる方法によっても、特に構成部品、材料、使用される工程又は製造場所の変更によって、供給品を変更しない。
- 2.3.5 供給業者は、予備部品の市場の需要のため、供給品が使用される範囲の自動車の型式が最後に販売されてから 10 年間、かかる供給品を納入することに合意する。
- 2.3.6 供給品及びかかる供給品が使用されるヴァレオの製品の競争力を永続的に保持するため、供給業者は、生産性を向上させる施策を継続的に行うことに合意する。供給品の年間生産力の最低水準は、相互の合意により設定される。
- 2.3.7 注文を受諾することにより、供給業者は自動的に、期限付注文又は無期限注文の場合は EDI、WebEDI 若しくはファクシミリにより送付された納期予定に記載される納期を厳密に遵守する義務を負う。早期の納入は、事前の合意がない場合は受領されず、その費用は供給業者が負担する。

供給業者は、納期の不遵守の結果生じたすべての直接又は間接の費用、特にヴァレオ又はヴァレオの顧客の施設における生産停止又は製造ライン停止に関するものにつきヴァレオに対し補償及び賠償する。また、ヴァレオは、本契約条件第 13.2 条に従い注文を解除する選択権を有する。第三者に供給品を注文することを余儀なくされたことにより追加で生じた費用は、供給業者が負担する。

3. 知的財産権及び産業財産権

- 3.1 供給業者は、供給品に関する知的財産権及び産業財産権の有効性及び第三者の知的財産権及

び産業財産権に関する供給品についての無償使用について直接責任を負う。供給業者は、第三者の訴え及び/又は請求からヴァレオを免責する。

第三者が供給品の使用、市場取引又は販売を禁止、制限又は変更することを要求する手続きを開始した場合、供給業者は、損害賠償の支払いを発生させるかかる手続きの結果（ヴァレオの会社としての評判に対する悪影響を含む）に対し単独で責任を負う。供給業者は、供給品に関してヴァレオがその顧客に対し義務を負う契約の部分的又は全体的な不履行の結果被ったすべての損害（ヴァレオがその顧客に対し、義務を履行できなかったことにより支払義務を負う賠償金及び供給品及び/又は関連する工具について必要な改善によって発生した追加費用を含む）についてヴァレオに対し補償及び賠償を行う。

また、ヴァレオは、本契約条件第 13.2 条に従い注文を解除する選択権を有する。

- 3.2 理由を問わず、注文が解除された場合、供給業者が主張できる知的財産権及び/又は産業財産権（供給業者はここにヴァレオ又はこの件に関しヴァレオが委託する第三者に対してかかる知的財産権及び/又は産業財産権の主張を放棄する）の存在にかかわらず、供給業者は、確実に保守を行うため及び/又は当初の目的どおりの部品を製造するために工具及び装置を完成する又は完成させる権限をヴァレオに与える。また、供給業者は、要求により、工具、装置及び/又は部品に関するすべての図面、技術文書及びノウハウを提供する。

4. 価格、請求及び支払条件

4.1 価格

適用される価格は、注文に記載される。かかる価格は確定しており、変更されず、納入場所について、「仕向地持込渡し・関税込み」又は「DDP」（インコタームズ 2000 年度版又はそれ以後インコタームズ 2000 年度版の代替において定義される）とする。この条件は、両当事者の明示的な合意のない限り、どのような形においても変更されない。両当事者とも、注文の履行を突然に中止しない。誠実な交渉後、価格案を拒否された当事者は、本契約条件に定める条件に従い注文を解除することができる。ただし、供給業者がこれを解除する場合には、かかる解除の対象となる供給品の製造が他の供給業者において再開されるまで、ヴァレオの顧客に対する義務の履行を継続することをヴァレオが確保できるようにしなければならない。

4.2 請求及び支払条件

供給品を特定及び確認するために注文に記載された詳細は、請求書に明確に記載するものとする。請求書は、注文の表面に記載される住所に必ず送付されるものとする。

別段の規定がない限り、供給品の代金は、請求書の毎翌月 10 日締め 90 日以内の銀行間送金とする。ヴァレオは、注文に関し、理由を問わず供給業者が支払うべき金額と相殺する選択権を有する。

5. 梱包及び出荷に関する書類

供給業者は、供給品を完全な状態で納入するため、供給品の種類、出荷方法、保管方法に適した梱包を施して供給品を納入する。

各梱包単位の外側には、適用ある出荷に関する規則により要求された注意書き、及び保管上必要な特別な注意書きを明瞭に記載する。これらの注意書きには、注文番号、バッチ番号、供給品の正確な名称、送り主及び受取人の正確な名称及び住所、出荷量並びに総重量を記載する。納品時には供給品の数量が特定、確認できるように納品書の正確な複写を 2 枚添付し、適用あるときは原材料安全データシートも添付する。

供給業者は、供給品の不適切又は不十分な梱包の結果生じた損害（破損、不足品、一部破損等）につき支払責任を負う。

6. 納入

6.1 供給品は、注文に記載される納入場所において納入される。

6.2 納期が遵守されなかった場合、納入が不完全であった場合、注文を上回る量の供給品が納入された場合又は納入が注文又は文書に従っていない場合、ヴァレオは、普通郵便、ファクシミリ又はその他の合意された電子的手段により供給品を拒否する権利を留保する。

6.3 納入を拒否された供給品は、納入拒否通知の日から 8 日以内に供給業者が費用及び危険を負担するものとして返送される。

供給業者は、注文に正確に合致する供給品を納入する義務の不履行に関する追加費用（不良品、保管、仕分け、臨時費用、再作業、工具の破損、故障、ヴァレオ又はその顧客の施設の

製造ライン停止、争議行為、違約金、第三者に供給品又は工具を注文すること等) をヴァレオに対し補償かつ賠償する。

ヴァレオは、本契約条件第 13.2 条に従い注文を解除する選択権を有する。

7. 保証

- 7.1 供給業者は、その分野の専門家であり、供給品について絶対的かつ確定的な結果をだす義務を負うものとし、またこれに関し、供給品、供給品の設計、供給品の製造工程、供給品の生産のため実施される技術選択及び供給品の意図される特定の目的に対する適合性についてすべての責任及び義務を負う。供給業者は、ヴァレオが供給品の開発段階においていかなる支援をしたかを問わず、この点について完全に認識していることを保証する。

供給業者は、納入時における供給品の注文及び/又は文書との不一致について、かかる瑕疵が設計、材料又は製造の誤りの結果であるかを問わず、また全般的な隠れた瑕疵又は明らかな瑕疵について瑕疵担保責任を負う。

- 7.2 ヴァレオ、その顧客又は管轄官庁が供給品又は供給品が使用されている製品をリコールすると決定した場合、供給業者は、ヴァレオが被ったすべての損害を補償する。
- 7.3 供給業者は、損失、人身傷害、重大な、間接的及び付随的損害（ヴァレオの評判に対する損害を含む）についてヴァレオを免責し、供給業者の瑕疵のない供給品を納入する義務違反により発生したすべての直接及び間接の費用、また適用ある場合、これに関連してヴァレオの顧客に対する義務違反により発生したすべての直接及び間接の費用（瑕疵のある供給品の立替又は無料交換、人件費、仕分け、臨時費用、臨時出荷、ヴァレオ又はその顧客の施設の製造ライン停止、争議行為、リコール、違約金、第三者に工具等を含む供給品を注文することによる費用等）につきヴァレオを補償する。この責任を制限又は軽減するいかなる規定も無効とする。

8. 保険

供給業者は、ヴァレオの条件に従い、支払能力があると評判のある保険会社の保険に加入し、その証明を要求により提供する。この保険は、いかなる場合も供給業者の責任を制限するものではない。

9. 譲渡禁止 - 下請

- 9.1 供給業者は、ヴァレオの事前の明示的な許可のない限り、たとえ無償であっても注文の全部又は一部を売却又は譲渡してはならない。
- 9.2 供給業者の直接又は間接の支配が変更したとき、又は供給業者の営業が売却又は移転された場合、ヴァレオは、本契約条件第 13.2 条に従い、未処理の注文を解除する選択権を有する。
- 9.3 供給業者は、ヴァレオの事前の明示的な許可のない限り、注文を、その全体か一部かを問わず、また直接又は間接かを問わず、下請けに出してはならない。

供給業者が、注文の全部又は一部を下請けにだすことを許可された場合、供給業者は、注文及びこの購入に関する一般契約条件の履行につき、単独でかつ完全に、ヴァレオに対する責任及び義務を負う。供給業者は、下請業者からのあらゆる請求につきヴァレオを免責し、補償する。

10. 秘密保持

- 10.1 ヴァレオ、その関連会社又は担当者が供給業者に提供したすべての情報（その提供の手段（口頭、書面、その他）を問わず、技術、産業、商業、財政上の情報を含むがこれらに限定されず、設計、図面、説明書、仕様書、報告書、マイクロフィルム、コンピュータのディスク、ソフトウェア及びこれらに関する書類、見本、試作品等を含むがこれらに限定されない。）（「秘密情報」）は、秘密とする。

秘密情報は、供給業者の従業員又は代理人、供給業者、下請業者、担当者及び/又は常任又は臨時の協力者が注文の間に知ることとなった情報を含む。

- 10.2 秘密情報は、注文に関してのみ使用することができる。供給業者は、秘密情報が第三者に開示又は漏洩されないことを確保するために一切の手段を講じる。

この秘密保持義務の不遵守には、本契約条件第 13.2 条が適用される。

- 10.3 この秘密保持義務は、その理由を問わず、注文の終了後 5 年間有効とする。注文の終了後、供給業者は、要求によって、注文に関するすべての書類（秘密情報であるか否かを問わず、ヴァレオによる事前の明示的な許可のない限り、その複写を保持しない。）をヴァレオに返還する。

1 1. 所有権の移転、危険負担

- 11.1 供給品の製造のための材料（原材料又は半製品）が発注書により特定されたとき、また遅くとも供給品が完成されたとき、供給品はヴァレオの独占的財産となる。所有権を留保するいかなる規定も無効とする。供給業者は、ここにかかる材料を個別化することにすべての手段を講じることに合意する。
- 11.2 注文処理中かつ納入前の期間、ヴァレオは、すべての供給品の製造工程及び供給品そのものを、供給業者の施設又は適用ある場合は下請業者の施設において監査する権利を留保する。供給業者は、ヴァレオが供給業者の施設に何時にても自由に立ち入ることを許可し、供給業者の下請業者の施設に自由に立ち入ることを確保し、供給業者の責任又は保証をいかなる形においても制限することなく、ヴァレオが供給品のテストを行うことに合意する。
- 11.3 供給品の危険負担は、納入に関するいかなる条件が注文に記載されていたとしても、供給品の納入が受諾された時点で移転される。

1 2. 型、工具その他特定の装置

- 12.1 供給品のために必要としてヴァレオから提供されたすべての型、工具、及びその他特定の装置（「機器」）は、引き続きヴァレオの独占的な財産とする。ヴァレオの要求によりヴァレオの代理で作られた機器も同様（関連する産業財産権又は知的財産権を含む）とする。

特定の賃貸借契約又は預り票がない場合においても、あらゆる場合において、機器は、注文を目的として供給業者の施設に預けてあるとみなされる。機器は、注文に必要な場合のみ使用されるものとし、貸し出したり、第三者に使用させたり、複製又は複写してはならない。供給業者の費用において、機器に、「ヴァレオの財産であり、売却、移転又は質入れ禁止」と見やすい表示のある取り外し不能の認証板を付すものとし、質入れ及び/又は担保として提供してはならない。ヴァレオは、何時にても、機器を引き取ることができる。

- 12.2 機器の受寄者として、供給業者は、特に、製造工程における逸脱又は供給停止を防ぐため、完全な点検、善良な保管、検査、及び保守をすることを保証し、ヴァレオの要求により、また必要に応じた頻度で、正確かつ詳細な在庫目録を提供する。同様に、供給業者は、機器の紛失、盗難、破壊又は早期の磨耗若しくは破損の場合、機器を交換する責任を負う。これに関連して、供給業者は、機器が第三者に対し引き起こす危険及び損害を補償するすべての必要な保険に加入し、その保険に加入した証明をヴァレオの要求により提供する。

その理由を問わず、注文の終了時に、ヴァレオの要求により、機器は完全な所有権をもってヴァレオに返還される。

13. 解約—解除

13.1 解約

13.1.1 無期限注文は期間を決めずに発注され、ヴァレオが約束する数量は納期予定表に記載される。ヴァレオは、何時にても、受領書が返送される配達証明郵便により 3 ヶ月前までに事前の通知をすることにより無期限注文を解約することが出来る。緊急の場合、通知期間は、両当事者の明示的な合意により短縮することができる。通知期間中、注文は、特に価格に関し、解約通知が送付された時点で有効な契約条件に基づき履行されるものとする。注文の解約は、理由の如何を問わず、供給業者に対して負担するいかなる補償又は賠償責任を発生させるものではない。

13.1.2 期限付注文は、期間を限定して発注され、更新されることはない。

13.2 解除

供給業者が契約上の義務を不履行又は不遵守した場合で、供給業者が、かかる違反を是正するよう要求する通知を受領してから 8 日以内に、かかる違反を部分的又は全体的に是正しない場合、注文は、ヴァレオが、供給業者に対し、受領書が返送される配達証明郵便により書面で通知することにより、一切の形式的手続きなく終了する。ヴァレオは、かかる違反につき、適用ある法令において認められるあらゆる是正措置を求める権利を有する。

14. その他

14.1 この購入に関する一般契約条件の規定が無効又は執行不能と判決された場合、その他の規定は、引き続き完全な効力及び効果を有するものとする。

14.2 ヴアレオが、この購入に関する一般契約条件、注文及び/又は文書に基づく権利を行使しないことは、かかる権利の放棄とはみなされず、かかる権利を行使しないことは、ヴァレオが、それ以降かかる権利を主張又は行使することを、いかなる方法によっても妨げないものとする。

- 14.3 供給業者は、ヴァレオの事前の明示的な許可のない限り、ヴァレオとの商取引について言及しないものとする。
- 14.4 争いが生じた場合、日本国法を準拠法とし、東京地方裁判所が専属管轄権を有する。1980年のウィーン売買条約は適用されないものとする。